

被災会員に対する登録業務の取扱要項

| | | | |
|----|------------|-----------|--|
| 制定 | 昭38. 4. 1 | | |
| 改正 | 昭40. 4. 1 | 昭51. 4. 1 | |
| | 昭52. 4. 1 | 昭60. 4. 1 | |
| | 平 6. 4. 1 | 平14. 4. 1 | |
| | 平18. 7. 10 | | |

第1 風水害、火災その他の災害により災害救助法が発動された地域の被災会員に対する登録業務の取扱いは、この要項による。

前段以外の災害の場合もこの要項によることができる。

第2 この要項の適用については、当該支部又は承認団体長と協議する。

第3 血統登録申込みについて、災害発生時に生後10月以内で災害発生後6月以内に申込みものの登録料金は最低料金とする。ただし、支部・承認団体長の証明を必要とする。

第4 災害により証明書の書換・再交付を必要とするものは、支部・承認団体長が証明し災害発生後6月以内に申込みものに限り、その料金を無料とする。ただし、支部・承認団体長は該当牛の一覧表を提出し、申込みはできるだけ取りまとめて行うものとする。

第5 検定成績証明申込み中のものの取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 検定実施中のものが検定の続行が困難となり、又はその検定成績を紛失したときは、検定委員及び支部・承認団体長の証明を受け延期願の提出により次産までその延期を認める。
- (2) 検定を終了したものが、その検定成績を紛失したときは届出により災害後もっとも近い乳期で改めて検定を行うことができる。

第6 この要項は、平成18年7月10日から実施する。